

○防衛省告示第二百十九号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和六年九月十三日

防衛大臣 木原 稔

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
東京都新島南方海面 誘導飛しよう体試射 水域 (東京都新島村地先)	(1) 北緯三四度二〇分四〇秒 (2) 北緯三四度〇七分三五秒 (3) 北緯三四度〇七分三〇秒	次各点を順次に結ぶ線により 囲まれる区域内の海面 令和六年九月二十 七日から同年十一月 十日までの間、毎日 午前六時三十分から 午後五時まで	全ての漁船 の操業の禁止

東經一三九度二一分四四秒

(4)

北緯三四度〇六分四八秒

東經一三九度一三分二九秒

(5)

北緯三四度一四分一二秒

東經一三九度一四分四九秒

(6)

北緯三四度二〇分一八秒

東經一三九度一五分一三秒

(7)

北緯三四度二〇分二四秒

東經一三九度一六分五四秒